



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

## Press Release

報道関係者 各位

令和4年9月29日  
宮城労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 小熊 隆造  
地方賃金指導官 小嶋 秀樹  
電話 022(299)8841

「知っていますか？自分の最低賃金」令和4年10月1日から  
時間額は883円  
～宮城県最低賃金の周知・広報の取組みについて～

宮城県最低賃金は、本年10月1日から30円引き上げられ、時間額883円に改正されます。

宮城労働局（局長 <sup>こばやし けん</sup>小林 健）では、新たな宮城県最低賃金額を事業主、労働者のみならず、県民の皆様に幅広く周知することが重要と考え、俳優の飯豊まりえさんの「知っていますか？自分の最低賃金」のキャッチフレーズのポスター、リーフレットなどを用いて、別紙のとおり、周知・広報の取組みを行いますので、この取組み内容に関してお知らせします。

宮城県内において、10月1日以降の賃金額が最低賃金を下回っていないか確認を行い適切に対応されるよう周知いただきますよう、お願いいたします。

### 添付資料

- 1 リーフレット「知っていますか？自分の最低賃金」
- 2 宮城県最低賃金改定のお知らせ

## 別紙

### 令和4年度宮城県最低賃金の周知・広報取組について

#### 1 交通機関を活用した広報

JR主要駅には、飯豊まりえさんの「知っていますか？自分の最低賃金」ポスターを掲示します。

#### 2 宮城労働局による広報

宮城労働局、労働基準監督署、ハローワーク庁舎等でのポスター掲示、リーフレット等の窓口配布のほか、宮城労働局HP(ホームページ)において、最低賃金に関する資料や情報、引上げのための助成金等の支援策を含めて情報提供をします。

メールマガジンでも情報提供しますので、是非登録をお願いします。

#### 3 コミュニティFMによる広報

地域に密着したコミュニティFM各局の御協力により、最低賃金改正に関するお知らせをします。

#### 4 国、県の関係行政機関の広報

国、県、市町村の関係行政機関の御協力により、庁舎等でのポスター掲示、リーフレット等の窓口配布のほか、HP・市町村広報誌(紙)に最低賃金のお知らせが掲載されます。

#### 5 関係使用者団体及び労働団体の広報

機関紙・HPを有する使用者団体及び労働団体の御協力により、事務所、関係事業場において、ポスター掲示、リーフレット等の窓口配布の

ほか、HP・広報誌（紙）へ最低賃金のお知らせが掲載されます。

## 6 教育委員会、大学・高等学校等による学生への広報

教育委員会及び県下の大学・高等学校・専門学校等の御協力により、校内でのポスターの掲示のほか、リーフレット等の窓口での配布等が行われます。

# 知っていますか？

## 自分の最低賃金

### 宮城県 最低賃金

# 883 円

時間額

令和4年 10月1日から

前年比 **30円UP** 

会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ！



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

中小企業事業者の皆さんへ

WEBで  
確認！

最低賃金に関する特設サイト  
<https://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは宮城労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
宮城労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

最低賃金制度 検索

業務改善  
助成金

最大  
600万円  
を助成

# 「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(\*2)

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									

- 4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合
- 例えば、基本給が日給で  
各手当（職務手当など）が  
月給の場合
- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
  - ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
  - ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。  
① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当  
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

## 業務改善助成金

最大600万円を助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) 検索



### 支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
  - 2 引上げ後の賃金額の支払い
  - 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
  - 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない
- 設備投資等に要した費用の一部を助成

### 助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 労働局に事業実施結果を報告
- 4 支給

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。  
詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

# 宮城県最低賃金

## 《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **8 8 3** 円

**令和4年10月1日から！**  
( 9月30日までは時間額853円 )

最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室

0 2 2 — 2 9 9 — 8 8 4 1

仙 台 労働基準監督署	0 2 2 - 2 9 9 - 9 0 7 5
石 巻 労働基準監督署	0 2 2 5 - 2 2 - 3 3 6 5
古 川 労働基準監督署	0 2 2 9 - 2 2 - 2 1 1 2
大河原 労働基準監督署	0 2 2 4 - 5 3 - 2 1 5 4
瀬 峰 労働基準監督署	0 2 2 8 - 3 8 - 3 1 3 1



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

# 支払われる賃金 と適用される最低賃金との比較方法

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

精皆勤手当、通勤手当および家族手当

## 最低賃金の計算方法

(1) 時間給制の場合

時間給 最低賃金額(時間額)

(2) 日給制の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(3) 月給制の場合

月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

### 【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額883円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給153,500円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給 153,500円 × 12ヶ月

885.57円 883円

8時間 × 年間所定労働日数 260日

この場合は最低賃金額以上となっています。